

令和6年矢巾町議会定例会1月第2回会議目次

議案目次	1
第1号（1月29日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	5
5 請願第3号 道路整備事業に関する請願について	
○報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	6
○議案第1号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	7
○議案第2号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について	9
○議案第3号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について	10
○散会	13
○署名	15

議 案 目 次

令和 6 年矢巾町議会定例会 1 月第 2 回会議

1. 請願・陳情

5 請願第 3 号 道路整備事業に関する請願について

2. 報告第 1 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

3. 議案第 1 号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

4. 議案第 2 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 1 号）について

5. 議案第 3 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について

令和6年矢巾町議会定例会1月第2回会議議事日程（第1号）

令和6年1月29日（月）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

5 請願第3号 道路整備事業に関する請願について

第 4 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 5 議案第1号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第 6 議案第2号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について

第 7 議案第3号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵	議員	2 番	高 橋 敬 太	議員
3 番	横 澤 駿 一	議員	4 番	ササキマサヒロ	議員
5 番	吉 田 喜 博	議員	6 番	藤 原 信 悦	議員
7 番	齊 藤 勝 浩	議員	8 番	小 川 文 子	議員
9 番	木 村 豊	議員	10 番	小笠原 佳 子	議員
11 番	山 本 好 章	議員	12 番	高 橋 安 子	議員
13 番	水 本 淳 一	議員	14 番	村 松 信 一	議員
15 番	昆 秀 一	議員	16 番	赤 丸 秀 雄	議員
17 番	谷 上 知 子	議員	18 番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩淵和弘君
政策推進 兼未来戦 略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	町民環境課長	田中館和昭君
福祉課長	野中伸悦君	健康長寿課長	浅沼圭美君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長	水沼秀之君
文化スポーツ 課長	高橋保君	上下水道課長	浅沼亨君
教育課長	菊池広親君	子ども課長	田村昭弘君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年矢巾町議会定例会を再開します。

これより1月第2回会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

8番 小川文子 議員

9番 木村 豊 議員

10番 小笠原佳子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の1月第2回会議の会議期間は、1月18日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 請願・陳情

5 請願第3号 道路整備事業に関する請願について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、請願・陳情を議題といたします。

1月18日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。5請願第3号 道路整備事業に関する請願について、については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、5請願第3号については産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決
処分に係る報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第4、報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告いたします自動車破損事故につきましては、矢巾町大字又兵衛新田第7地割地内の町道砂子田線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は5割との査定から、破損部分の修理代金総額1万2,100円のうち6,050円を支払うものであります。

なお、このことにつきましては、本年1月19日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ちょっと確認をいたしたいと思いますが、会議規則第55条の規定では、同一議題に対しては2回までしか質問ができないということになっております。どうしても質疑が完了しない

場合は認めますけれども、質疑される方々も整理をして2回で完結するようにお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

日程第5 議案第1号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定
管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長(廣田清実議員) 日程第5、議案第1号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第1号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場の管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人矢巾町体育協会に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、このたび公募により募集を行ったところ、2つの事業者から申請があり、矢巾町公の施設の指定管理者候補者選定審査項目に基づき審査を行い、特定非営利活動法人矢巾町体育協会を選定したところであります。

特定非営利活動法人矢巾町体育協会は、平成18年度から18年間指定管理による運営を行っており、本町との連携を図り、競技スポーツ及び生涯スポーツの推進のほか、町民お一人お一人の心身の健康維持のため各種事業を行っており、同施設のこれまでの管理運営も良好であり、今後におきましても、施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割118番地、特定非営利活動法人矢巾町体育協会会長、川村勝弘が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 前回の全協の中で資料提供を詳しく求めますという議員側からの質問がありましたけれども、大分詳しい資料を頂けて、この中でもやはり2者の非営利団体と民間事業者の公募ということで、この選定項目の中の（2）番、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることという点について、大きく2者の特色が出るものというふうな認識をしております。全協の中でも、民間事業者A者からは、主に広いスポーツ人口をターゲットにいろいろな事業の提案があったということをお聞きしたのですけれども、それはちょっと参加料までは前回お聞きしていたのですけれども、主に利用者層はどのようなところをターゲットにしているのかというところをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず、冒頭にお話しさせていただきたいのは、矢巾町民総合体育館と屋外運動場の設置目的でございますけれども、こちらは町民の心身の健全な発達と文化の向上を図り、もって福祉の増進に寄与すること、そして町民の体力、健康づくり、スポーツの推進とコミュニティの醸成を図ることが目的にされてございます。

今ご質問がありましたA者のターゲットのところでございますが、計画されている各種サークル、教室、スポーツ大会などにつきましては、町民のほか広いスポーツ人口での視野で計画をされているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 町民のほか広いスポーツ人口での視野でということで、これまでの

指定管理者である体協さんは、主に町民向けに、町民の福祉を向上させるような取組が主だったと私も認識しておるのですが、A者の提案の中では町外からのというふうなところもターゲットにしてあるので、提案の中では今回は指定管理者が体協さんになったわけですが、もしそういった町外の方が対象になるということは、これまで主に使われていた利用者への影響等はどのように考えて、このような審査にのつけたのかというところをお聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

A者と表現させていただきますけれども、A者が提出していただきました収支計画につきましては、一般貸出しである使用料が抑制された計画となっております。先ほどお話があったいろんな参加費とか、こちらのほうは体協と比べると3倍強というふうになっているところがございます。こういったこともありまして、現在の部活動やスポ少、そして各競技協会、総合型地域スポーツクラブ、楽々クラブの活動、教室等の活動に影響がある。そしてまた、町民や利用者の負担が増加されることが推測されているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第1号 矢巾町民総合体育館及び矢巾町屋外運動場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）につ

いて

日程第7 議案第3号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）
について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第6、議案第2号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について、日程第7、議案第3号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について、この2議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第2号から日程第7、議案第3号までの2議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました2つの会計の令和5年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第2号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子育て支援対策臨時特例事業費補助金及び15款県支出金の地域バス交通等支援事業費補助金を新設補正し、10款地方交付税の普通交付税、14款国庫支出金の道路メンテナンス事業費補助金及び21款町債の公共事業等債を増額補正し、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、6款農林水産業費の農業者物価高騰対策支援事業を新設補正し、2款総務費の財政調整基金積立事業、減債基金積立事業、3款民生費の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業、児童行政事業、6款農林水産業費の圃場整備事業、7款商工費の中小企業支援事業及び8款土木費の橋梁維持補修事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,073万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,152万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第3号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債及び国庫補助金を4,500万円増額補正して、総額を2億6,794万9,000円として支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を5,000万円増額補正して、総額を5億1,653万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。一括上程いたしました議案第2号から議案第3号までの補正予算2議案については、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第3号までの補正予算の2議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算議案2議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第3号については、予算決算常任委員会において審査を行い、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

それでは、直ちに予算決算常任委員会を開催し、報告書を当職のもとに提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前10時20分 休憩

—————

午前 11 時 10 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

予算決算常任委員会に付託しておりました議案第 2 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 11 号）について、議案第 3 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 5 号）についての補正予算 2 議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和 6 年 1 月 29 日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第 2 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 11 号）について、議案第 3 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について。

本常任委員会は、令和 6 年 1 月 29 日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和 62 年矢巾町議会規則第 1 号）第 77 条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は 2 議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和6年矢巾町議会定例会1月第2回会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員